

創業支援施策等について

中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進室

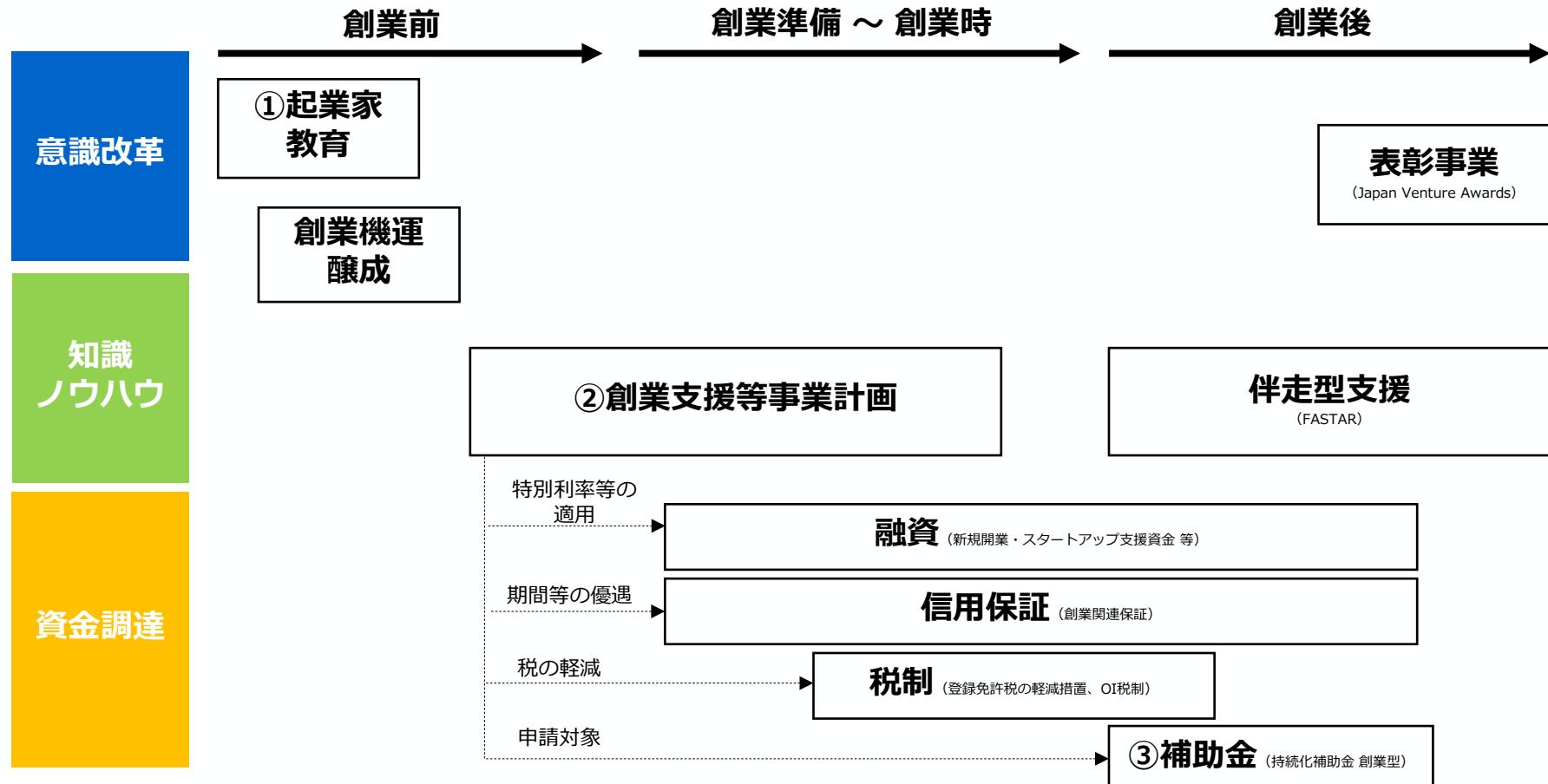
創業支援施策等について

2026年 1月27日

中小企業庁 創業・新事業促進室

主な創業支援の取組

- 中小企業庁において、主に3つの観点（意識改革、知識・ノウハウ、資金調達）で、これまで施策を展開してきている。



① 起業家教育事業

- 起業家に必要とされるマインドと資質・能力を有する人材を育成し、将来創業者となる人材を輩出するための若年層向け起業家教育を推進。起業家による講演を通じた興味・関心を持つきっかけづくりから、成果物のアウトプットによる次のステップへの導線の用意まで、一気通貫で支援。
- また、高等学校などの起業家教育実施の普及を目的として、「起業家教育の標準的カリキュラム」を整備。

1. 出前授業支援

(興味・関心の向上)

- **起業家等による講演などを実施する教育機関を支援**

教育機関が起業家教育を実施する際に、出前授業や講演等に登壇する起業家（経営者等）を招聘。その際の費用を支援する。



2. 起業家教育プログラム実施支援

(集中的な学習機会)

- **中長時間のプログラムを実施する教育機関を支援**

教育機関が起業家教育プログラムを実施するため、「標準的カリキュラム実践のためのマニュアル」を基に行う授業に対し、講師や起業家の招聘等を実施。その際の費用を支援する。



3. アウトプットの機会提供

(成功体験の獲得による次ステップへの導線)

- **作成したビジネスプランについて発表、アドバイスを受ける機会を提供**

起業家教育プログラムの実施により作成したビジネスプランをアウトプットする環境を整備。

作成したプランについてアドバイスを受け、同じ起業家教育に取り組む高校生との交流の場とすることで、モチベーション向上を図る。



(参考) 起業家教育事業の取組

- 令和7年度は、全国の高等学校等を対象に、**出前授業支援として50校、起業家教育プログラム実施支援として34校**をそれぞれ支援。
- また、起業家教育プログラム実施支援の取組みをまとめた事例集を作成。

令和7年度起業家教育プログラム実施支援校

【東北】

- ・宮城県工業高等学校
- ・福島東陵高等学校

【関東】

- ・茨城県立下妻第一高等学校・附属中学校
- ・学校法人田中学園 水戸葵陵高等学校
- ・宇都宮海星学園 星の杜高等学校
- ・東京農業大学第二高等学校
- ・武蔵越生高等学校
- ・成田高等学校
- ・成城学園高等学校
- ・桜丘中学・高等学校
- ・山脇学園中学校高等学校
- ・東京電機大学中学校・高等学校
- ・神奈川大学附属中・高等学校
- ・法政大学国際高等学校
- ・立花学園高等学校
- ・甲府市立甲府商業高等学校

【中部】

- ・静岡大成高等学校
- ・城南静岡高等学校
- ・愛知県立犬山総合高等学校

【北陸】

- ・学校法人藤園学園 龍谷富山高等学校

【近畿】

- ・常翔啓光学園高等学校
- ・兵庫県立淡路三原高等学校
- ・兵庫県立小野高等学校
- ・兵庫県立豊岡総合高等学校

【中国】

- ・鳥取県立鳥取商業高等学校
- ・津山工業高等専門学校
- ・山口県立光高等学校

【四国】

- ・大手前高松中学・高等学校
- ・弓削商船高等専門学校
- ・高知県立大方高等学校

【九州】

- ・宮城県立都城商業高等学校
- ・学校法人川島学園鹿児島実業高等学校
- ・長崎県立長崎北高等学校

【沖縄】

- ・沖縄県立那覇商業高等学校

起業家教育プログラム実施支援事例集

令和6年度

中小機構

起業家教育プログラム 実施支援事例集

全国の高等学校における起業家教育の実施概要やカリキュラムを完全網羅!

丸わかり!
起業家教育の
意義と効果が
必読!

Entrepreneurship Education



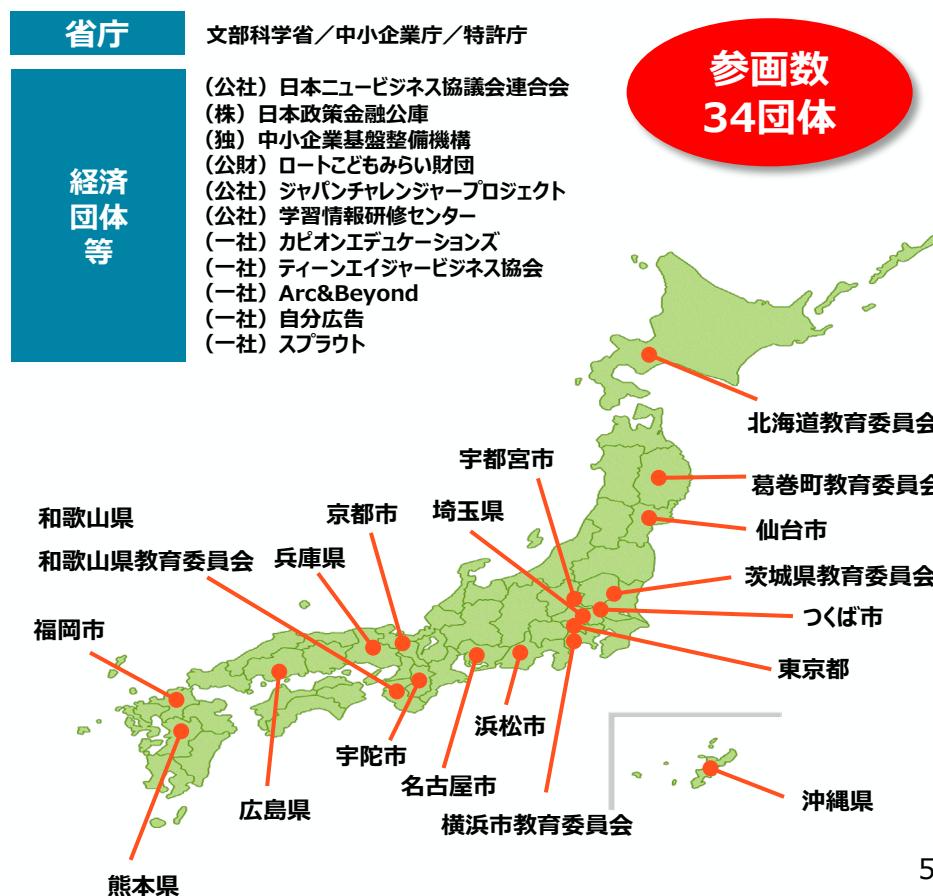
全国20校の起業家教育事例を詳細に紹介
担当教員と生徒のリアルなコメントも掲載!

Be a Great Small.
中小機構

<https://entrepreneur.smri.go.jp/related/case%20study.pdf>

ジャパン・アントレプレナーシップ・アライアンス

- 創業機運醸成事業を効果的・効率的に実施して創業関心者を増やすため、経済産業省と文部科学省で連携して取り組むことをアライアンスとして宣言。
 - 自治体や産業界等に広く周知し、参画への全国的な機運醸成を図ることで、オールジャパンでアントレプレナーシップ教育の普及・定着に取組む。



ジャパン・アントレプレナーシップ・アライアンス



SHARE 好事例の共有

- ✓ 定例の情報交換会の開催

隔月 1 回程度の開催を想定（@オンライン）

- ・参画団体の取組内容や成果・好事例を相互に共有し、**各取組の相乗効果に繋げる**
- ・各取組でご協力いただいている起業家を相互に紹介し、**現場のニーズに応える**



TEAM UP

参画団体の交流会・協働の場

- ✓ 参画機関同士のコミュニティ形成

- ✓ 教育プログラム・セミナー・イベント等の共同企画・実施

・参画機関同士の交流を通して、**官民の連携強化を図る**

・各取組で派遣する起業家等は、「JET-ALL（ジェットオール）」と名乗ることができ、**ONE TEAMで活動する**



PR

参画団体の活動を
学校/社会への情報発信

- ✓ 文科省から学校や教育委員会へ発信

- ✓ 全国のアントレ教育プログラムのポータルサイト構築

・参画機関の取組を学校と産業界の両サイドから発信

・共有した取組を可視化し、一元的に発信することで**ユーザーのアクティビティを高める**

参画団体募集

- 各参画団体が実施する起業家等を学校等に派遣する取組において、「**JET-ALL**（ジェット オール）」の名称や、Japan Entre Allianceのロゴマークを共通して用いることによって、全国的な若年層向けアントレプレナーシップ教育の機運醸成を図るとともに、アントレプレナーシップ教育の取組に関する情報連携の強化として、**起業家等の情報の共有、対外発信等の協力を図る。**
- アントレプレナーシップ教育を主体的に実施している地方公共団体等の参画を募集中



世界を変えるのは自分だ

ロゴマーク

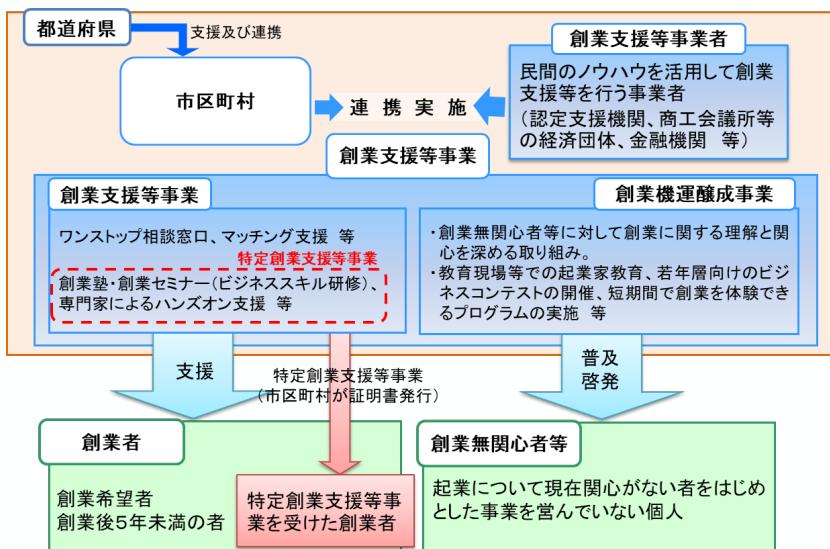


または、「ジャパン・アントレプレナーシップ・アライアンス」で検索
<https://www.mext.go.jp/entrepreneurship-education/alliance/>

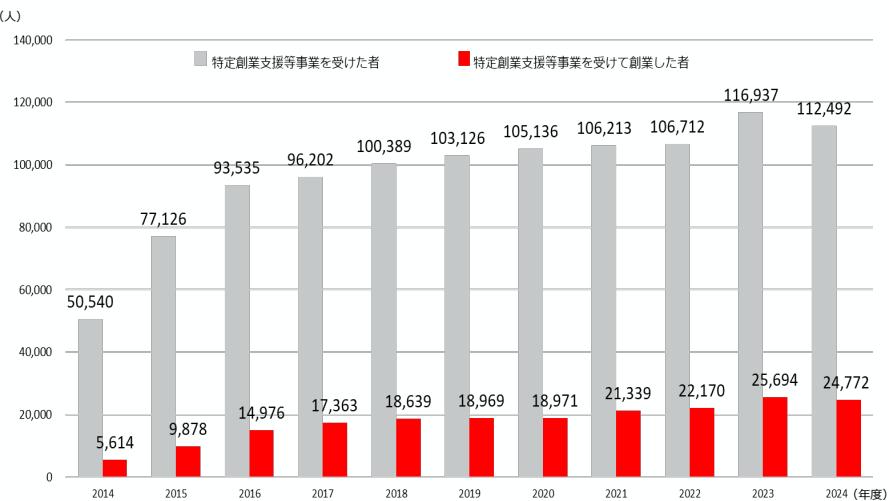
② 産業競争力強化法に基づく創業支援

- 地域における創業促進のため、産業競争力強化法に基づき、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援を実施する「創業支援等事業計画」を国が認定する制度を平成26年より開始。
- 認定市区町村は 1,555 に達し、人口カバー率は 99%（令和7年12月時点）。これまで約20万人の創業を実現。市区町村が地域の支援機関と連携して実施する「特定創業支援等事業（創業塾や創業セミナー等）」を受けた者は、市区町村が発行する証明書を受け取ることで、税の軽減や、融資制度での優遇といった措置が適用される。

創業支援等事業計画のスキーム



創業支援等事業計画による支援の実績



(出典) 認定市区町村からの実績報告より中小企業庁が作成

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/sougyo_keikaku.html

(参考) 産業競争力強化法に基づく創業支援について

- 市区町村が地域の支援機関と連携して実施する特定創業支援等事業（創業塾や創業セミナー等）を受けた者は、市区町村発行の証明書を受け取ることで、創業時に様々なメリットが受けられる。



(1) 登録免許税の軽減措置

設立形態	通常の税率	軽減措置適応の税率
株式会社	資本金の額×0.7% ※15万円に満たないときは、1件につき15万円	資本金の額×0.35% ※7.5万円に満たないときは、1件につき7.5万円
合同会社	資本金の額×0.7% ※6万円に満たないときは、1件につき6万円	資本金の額×0.35% ※3万円に満たないときは、1件につき3万円

(2) 創業関連保証特例活用時の優遇

信用保証協会の創業関連保証（※）について、**事業開始6か月前**（通常2か月前）から利用対象になる。その他、市区町村によっては、**保証料の一部補助**を実施。

（※）保証限度額3,500万円、1か月以内に個人開業又は、2か月以内に会社設立し事業開始～5年未満の者等の事業に必要な資金を支援。

(3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇

新規開業・スタートアップ支援資金（※）について、特定創業支援等事業を受けて新たに事業を始める方は、**特別利率（基本金利▲0.40%）が適用される**。（※）融資限度額7,200万円、新たに事業を開始する者または事業開始後7年以内の者の事業に必要な資金を支援。

(4) 持続化補助金＜創業型＞の申請対象

創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する持続化補助金＜創業型＞（※）の申請対象になる。

（※）補助上限：200万円、補助率2/3、特定創業支援等事業による支援を受けた日及び開業日が公募締切時から起算して過去1か年の事業者。なお、創業後、事業開始前の事業者も対象。

(5) 自治体ごとのサポート

市区町村によっては、補助金や融資等、さらなる支援施策を設けている。

③小規模事業者持続化補助金 <創業型>

- 創業後1年以内の小規模事業者を対象に、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援します。

令和7年12月時点版
販路開拓等に取り組む創業者の皆様へ

令和7年度補正予算
「小規模事業者持続化補助金（創業型）」

地域の雇用や産業を支える創業後1年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】
創業後1年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援
※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】
200万円
(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】
2/3

【第3回公募スケジュール】
公募要領公開：調整中（1月頃公開予定）
申請受付開始：未定
申請受付締切：未定

【関連融資制度】

自己負担 持続化補助金 補助率 2/3	補助対象経費範囲 補助対象経費範囲 新規開業・スタートアップ支援資金 ○限度額：7,200万円 ○返済期間：設備資金 20年以内 運転資金（原則）10年以内 ※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。 詳しくは、お近くの日本政策金融公庫にお問い合わせください。
------------------------------	---

事前準備から事業終了までの流れ

事前準備	公募開始～採択者決定	交付決定～補助事業実施	補助期間終了後～
特定創業支援等事業の受講 商工会議所へ相談	公募申請期間 公募締切 公募受付開始	事業計画審査 見積書等の提出 採択者決定 交付申請決定	補助事業実施 事業実施 実績報告 確認検査 補助金額の確定 補助金の支払い
			フォローアップ 事業化状況報告

※申請時点では明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

申請要件
産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「**特定創業支援等事業による支援を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去1か年の間であること。**」
※創業後、事業開始前の事業者も対象となります。また、申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

特例要件
免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

対象経費
機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費
※詳細については変更となる可能性がございます。

活用事例①
地域食材を活用したレストランを開業。**店舗改装**及び**インターネット・SNS広告**を行うことで、多様な顧客層獲得による売上向上を図る。

活用事例②
金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

※ 青字が本補助金の対象経費

持続化補助金（創業型）事務局HP： [持続化補助金（創業型）事務局HP](#)



GビズID 取得

詳細は[こちら](#)

(参考) 地域の持続的成長に向けた創業政策のあり方検討会



↓ 本文へ サイトマップ English 文字サイズ 標準 大

サイト内検索 Googleカスタム検索 検索

中小企業庁について

審議会・研究会

白書・統計

政策について

申請・お問合せ

[ホーム](#) > [審議会・研究会](#) > [研究会](#) > 地域の持続的成長に向けた創業政策のあり方検討会(第1回) 配布資料

地域の持続的成長に向けた創業政策のあり方検討会(第1回) 配布資料

令和7年12月1日(月)10:00~12:00

経済産業省別館2階 省庁共用会議室236 および オンライン(Microsoft Teams)

配布資料

- ▶ 資料1 議事次第 [PDF \(247.2KB\)](#)
- ▶ 資料2 開催趣旨および構成員名簿 [PDF \(601.8KB\)](#)
- ▶ 資料3 事務局説明資料(事務局) [PDF \(3.3MB\)](#)
- ▶ 資料4 プrezentーション資料(岡室委員) [PDF \(516.8KB\)](#)
- ▶ 資料5 プrezentーション資料(立石委員) [PDF \(117.8KB\)](#)

第1回 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chiiki_sougyou_seisaku/001/001.html

第2回 https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chiiki_sougyou_seisaku/002/002.html

検討会開催の趣旨（創業政策の意義）

- 中小企業・小規模事業者の創業は、我が国経済の新陳代謝の促進、雇用の創出、さらには地域産業の活性化の観点から、極めて重要な政策課題である。これまで政府・中小企業庁では、2013年の「開業率10%」目標の閣議決定を契機に、創業数の増加を目指し、創業に必要な知見・ノウハウの習得機会の提供、補助金・融資制度の整備・運用等、全国大で創業支援施策を展開してきた。その結果、創業者数の増加など、一定の成果を得ている。
- 一方、米国による関税措置をはじめとした国際情勢の変化に加え、地方における人口減少や少子高齢化の進行、地域経済の活力維持への課題など、我が国を取り巻く経済社会環境は、かつてないほど複雑かつ不確実性が高まっており、地域社会の持続可能性や、地域住民にとって必要不可欠なサービスの維持、良質な雇用の確保など、地域経済の基盤そのものに大きな影響を及ぼしている。
- 今後は、単に創業数の増加を目指すことに留まらず、創業者（経営者）による経営力の向上（稼ぐ力の向上）や、創業後の事業の持続的成長、地域資源の活用による地域活性化等、多角的な観点から創業政策を位置付けることが求められる。
- 本検討会では、これまでの創業政策の効果等を客観的に検証しつつ、今後の創業支援政策の方向性について、有識者を交えて議論を深め、創業政策のあり方を検討する。これにより、我が国の中小企業・小規模事業者の創業を取り巻く環境変化に的確に対応し、持続的な経済成長と地域活性化の実現に資する創業政策の再構築を目指す。